

1 時点・文言修正

計画該当項	新	旧
P7 第1編第3章	※指定行政機関の表修正（別紙1参照）	
P8 第1編第3章	※自衛隊の表修正（別紙2参照）	
P8 第1編第3章	※指定公共機関・指定地方公共機関の表修正（別紙2参照）	
P9 第1編第4章	面積18.22Km <sup>2</sup>	面積18.23Km <sup>2</sup>
P9 第1編第4章	※表の変更	月別平均気温と降水量の表
P9 第1編第4章	人口総数は、 <u>327,712</u> 人（住民基本台帳人口、平成27年1月1日現在）	人口総数は、 <u>305,536</u> 人（住民基本台帳人口及び外国人登録者数、平成18年1月1日現在）
P9 第1編第4章	人口密度は、 <u>17,986</u> 人/Km <sup>2</sup>	人口密度は、 <u>16,760</u> 人/Km <sup>2</sup>
P9 第1編第4章	昼間人口密度で、 <u>135,000</u> 人/Km <sup>2</sup> を越えている。	昼間人口密度で、 <u>125,000</u> 人/Km <sup>2</sup> を越えている。
P10 第1編第4章	総延長は、 <u>354.4</u> kmに達している。	総延長は、 <u>345,217</u> メートルに達している。
P10 第1編第4章	通過し、 <u>5,230</u> メートルである。	通過し、 <u>3,240</u> メートルである。
P10 第1編第4章	区内には、 <u>15</u> 路線 <u>46</u> 駅がネットワークを築いており、特にJR新宿駅を中心とするターミナルは、JR、私鉄、地下鉄の <u>10</u> 路線が乗り入れ、一日の乗降客数は <u>335</u> 万人を超える。	区内には、 <u>10</u> 路線 <u>39</u> 駅がネットワークを築いており、特にJR新宿駅を中心とするターミナルは、JR、私鉄、地下鉄の <u>6</u> 路線が乗り入れ、一日の乗降客数は <u>328</u> 万人を超える。
P10 第1編第4章	特別区の存する区域における消防は、消防組織法第 <u>27</u> 条の規定に基づき都知事が管理している。	特別区の存する区域における消防は、消防組織法第 <u>24</u> 条の規定に基づき都知事が管理している。
P10 第1編第4章	地上高 <u>100</u> メートル以上の超高層ビルが <u>40</u> 棟以上あり、東京都庁を始めとして、多くが西新宿地区に集中し、	地上高 <u>100</u> メートル以上の超高層ビルが <u>26</u> 棟あり、東京都庁を始めとして、 <u>25</u> 棟が西新宿地区に集中し、
P13 第2編第1章	※区の各部等における平素の業務の表修正（別紙3参照）	
P16 第2編第1章	※対策本部長、副本部長及び本部長の代替職員の表修正（別紙4参照）	
P16 第2編第1章	(1)東京消防庁（消防署）の初動体制の把握 区は、東京消防庁（消防署）からの情報提供及び情報収集により、その初動体制を把握する。	(1)東京消防庁（消防署）の初動体制の把握 区は、東京消防庁（消防署）からの情報を受け、その初動体制を把握する。
P17 第2編第1章	※国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧の表修正（別紙5参照）	

P19 第2編第1章	(公財) 日本中毒情報センター	(財) 日本中毒情報センター
P22 第2編第1章	① 区は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、 <u>公益財団法人新宿未来創造財団</u> 等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。	① 区は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、 <u>国際交流協会</u> 等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。
P29 第2編第2章	(3) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮 区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、 <u>要配慮者の避難対策</u> を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部署を中心とした横断的な「 <u>要配慮者対策班</u> 」を迅速に設置し、都の <u>要配慮者対策総括部</u> との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。	(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮 区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、 <u>災害時要援護者の避難対策</u> を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部署を中心とした横断的な「 <u>災害時要援護者対策班</u> 」を迅速に設置し、都の <u>災害時要援護者対策総括部</u> との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。
P32 第2編第2章	※緊急物資等の配送の概要の表修正(別紙4参照)	
P34 第2編第3章	○国[警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁]は、NBC攻撃により	○国[警察庁、防衛庁、消防庁、海上保安庁]は、NBC攻撃により
P38 第3編第1章	※危機管理対策会議の構成等の表修正(別紙4参照)	
P45 第3編第2章	③ 留意事項 ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することの内容に迅速に対応すること。 イ) 区対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、区長自ら記者会見を行うこと。 ウ) 都と連携した広報体制を構築すること。 エ) <u>関係する報道機関への情報提供をすること。</u> 【関係報道機関一覧】→削除	③ 留意事項 ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することの内容に迅速に対応すること。 イ) 区対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、区長自ら記者会見を行うこと。 ウ) 都と連携した広報体制を構築すること。 ④ <u>関係する報道機関への情報提供</u> 【関係報道機関一覧】
P52 第3編第4章	※国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧の表修正(別紙5参照)	
P53 第3編第4章	<a href="http://www.city.shinjuku.lg.jp/">http://www.city.shinjuku.lg.jp/</a>	<a href="http://www.city.shinjuku.tokyo.jp">http://www.city.shinjuku.tokyo.jp</a>
P54 第3編第5章	要配慮者	災害時要援護者
P58 第3編第5章	⑥ <u>要配慮者の避難方法の決定</u> (避難支援プラン、 <u>要配慮者支援班</u> の設置)	⑥ <u>要援護者の避難方法の決定</u> (避難支援プラン、 <u>災害時要援護者支援班</u> の設置)

P59 第3編第5章	3 避難住民の誘導 (1) 区長による避難住民の誘導 ①区長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、消防総監（消防署長）及び消防団員と協力し～	3 避難住民の誘導 (1) 区長による避難住民の誘導 ①区長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、消防総監及び消防団員と協力し～
P60 第3編第5章	(6)高齢者、障害者等要配慮者への配慮等 区長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、要配慮者対策班を設置し、都要配慮者対策総括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。 なお、要配慮者の避難に関して、区は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。	(6)高齢者、障害者等要援護者への配慮等 区長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、要援護者対策班を設置し、都災害時要援護者対策総括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。 なお、要援護者の避難に関して、区は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。
P65 第3編第5章	要配慮者	要援護者
P66 第3編第5章	要配慮者	要援護者
P67 第3編第6章	平成25年内閣府告示第229号	平成16年厚生労働省告示第343号
P67 第3編第6章	内閣総理大臣	厚生労働大臣
P74 第3編第7章	② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者（危機管理担当部長）が判断する。	② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者（区長室長）が判断する。
P80 第3編第8章	(1)区が行う措置 区長は、武力攻撃災害に対する東京消防庁の対応措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。	(1)区が行う措置 区長は、東京消防庁による武力攻撃災害への対応措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。
P89 第3編第10章	保健活動班を編成して	保健師班を編成して
P90 第3編第10章	① 区は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策課作成）及び「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」（平成27年3月特別区清掃主管部長会作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。 ② 区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」に基づき、特別区、清掃一部事務組合、清掃協議会、東京都及び関係事業者と緊密な連携を図りながら処理を行う。	① 区は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）及び「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」（平成27年3月特別区清掃主管部長会作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。 ② 区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予測される場合については、都に対して他の区市町村との応援等にかかる要請を行う。

P 9 1 第 3 編 第 1 1	(2) <u>区税</u> の減免等	(2) <u>公的徴収金</u> の減免等
資料編	削除	資料 1 ～ 資料 7

2 都計画変更内容との整合

計画該当項	新	旧
P 2 2 第2編第1章	③ 警報の伝達にあたっては、 <u>区ホームページへの掲載、ツイッター及び安全安心メールの活用、広報車の使用、自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。</u>	③ 警報の伝達にあたっては、 <u>広報車の使用、自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。</u>
P 2 2 第2編第1章	(2) 防災行政無線の運用・管理 <u>武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t)、全国瞬時警報システム (J - A L E R T)、東京都防災行政無線及び新宿区防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク (L G W A N) 等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段の的確な運用・管理を行う。</u>	(2) 防災行政無線の整備 区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。 同報系防災行政無線の整備にあたっては、国による全国瞬時警報システム (J - A L E R T) (*) の開発・整備の検討を踏まえる。
P 2 2 第2編第1章	削除	(*) 対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接区市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム
P 2 3 第2編第1章	<p>収集・報告すべき情報</p> <p>1 避難住民 (負傷した住民も同様)</p> <p><u>①氏名②フリガナ③出生の年月日④男女の別⑤住所 (郵便番号を含む)⑥国籍⑦①～⑥のほか、個人を識別するための情報 (前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)</u> ⑧負傷 (疾病) の該当⑨負傷又は疾病の状況⑩現在の居所⑪連絡先その他必要情報⑫親族・同居者への回答の希望⑬知人への回答の希望⑭親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意</p> <p>2 死亡した住民 (上記①～⑦に加えて)</p> <p><u>⑧死亡した日時、場所及び状況⑨遺体が安置されている場所⑩連絡先その他必要情報⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意</u></p>	<p>収集・報告すべき情報の表 修正</p> <p>1 避難住民 (負傷した住民も同様)</p> <p>①氏名②出生の年月日③男女の別④住所⑤国籍 (日本国籍を有しない者に限る。) ⑥①～⑤のほか、個人を識別するための情報 (前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)</p> <p>⑦負傷や疾病の有無⑧負傷又は疾病の状況⑨現在の居所⑩連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報⑪安否情報の提供に係る同意の有無等</p> <p>2 死亡した住民 (上記①～⑥、⑩に加えて)</p> <p>⑫死亡の日時、場所及び状況⑬死体の安置場所⑭安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等</p>

<p>P 4 8 第3編第3章</p>	<p>(2) 国・都の現地対策本部との連携 区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。 <u>国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会（*）を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。</u>  <u>*国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。</u></p>	<p>(2) 国・都の現地対策本部との連携 区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p>
<p>P 6 8 第3編第6章</p>	<p>(1) 収容施設の供与 ① 避難所 ア 避難所・二次避難所の開設 区は、当該区域内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設する。） イ 避難所・二次避難所の管理・運営 区は、区の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。（都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。） <u>また、避難所運営については、女性や要配慮者の視点への配慮に努める。</u></p>	<p>(1) 収容施設の供与 ① 避難所 ア 避難所・二次避難所の開設、運営 区は、当該区域内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設する。） イ 避難所・二次避難所の管理 区は、区の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。（都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。）</p>
<p>P 6 9 第3編第6章</p>	<p>② 応急仮設住宅等の設置、運営 区は、避難が長期に及び場合や復帰後も住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</p>	<p>② 応急仮設住宅等の設置、運営 区は、避難が長期に及び場合や復帰後も住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する<u>長期避難住宅及び</u>応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</p>
<p>P 7 3 第3編第7章</p>	<p>2 都に対する報告 区は、都への報告に当たっては、原則として、「<u>武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム</u>」（以下「<u>安否情報システム</u>」という。）への入力で行い、<u>安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</u></p>	<p>2 都に対する報告 区は、都への報告に当たっては、原則として、<u>省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</u></p>

<p>P 8 4 第3編第8章</p>	<p>① 核攻撃等の場合 区は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。 また、措置に当たる要因に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。 <u>関係機関は、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。</u></p>	<p>① 核攻撃等の場合 区は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。 また、措置に当たる要因に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。</p>
<p>P 1 0 1 第5編第4章</p>	<p>(2)区長は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて区緊急処理事態現地対策本部等を設置する。 <u>また国の現地対策本部長が緊急処理事態合同対策協議会（*）を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、緊急対処保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。</u>  <u>*国の現地対策本部長は、緊急対処保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する緊急対処保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の緊急対処保護対策本部等による緊急処理事態合同対策協議会を開催するものとされている。</u></p>	<p>(2)区長は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて区緊急処理事態現地対策本部等を設置する。</p>
<p>P 1 0 6 第5編第4章</p>	<p>① 初動対処 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その区域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。</p>	<p>① 初動対処 区は、都から派遣される緊急時放射線調査チーム及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その区域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。</p>
<p>P 1 0 6 第5編第5章</p>	<p>④ 汚染への対処 ア 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染、（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。 この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。 イ 区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。 ウ <u>関係機関は、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。</u></p>	<p>④ 汚染への対処 ア 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染、（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。 この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。 イ 区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。</p>

3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点の記載

計画該当項	新	旧
P11 第1編第5章	<p>区国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急対処事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。</p> <p>※N：核（物質）Nuclear B：生物剤Biological C：化学剤Chemical</p> <p><u>本計画では、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や国内外の注目が集まる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急対処事態（大規模なテロ等）への対処を重視する。</u></p>	<p>区国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急対処事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。</p> <p>※N：核（物質）Nuclear B：生物剤Biological C：化学剤Chemical</p>

## 【新】

## 【 指定地方行政機関 】（都国民保護計画抜粋）

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

## 【旧】

## 【 指定地方行政機関 】（都国民保護計画抜粋）

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
東京防衛施設局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

## 【新】

## 【自衛隊】（都国民保護計画抜粋）

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面総監部	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）
海上自衛隊 横須賀地方総監部	
航空自衛隊 作戦システム運用隊	

## 【指定公共機関・指定地方公共機関】（都国民保護計画抜粋）

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、 港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種処置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡・調整

## 【旧】

## 【自衛隊】（都国民保護計画抜粋）

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面総監部	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）
海上自衛隊 横須賀地方隊	
航空自衛隊 航空総隊	

## 【指定公共機関・指定地方公共機関】（都国民保護計画抜粋）

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵政公社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、 港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

## 【新】

## 【 区の各部等における平素の業務 】

部局名	平 素 の 業 務
総合政策部	1 武力攻撃災害の復旧の総合調整に関すること 2 帰宅困難者対策の整備に関すること
総務部	1 国民の権利利益の救済に関する手続きの整備に関すること 2 職員の参集基準の整備に関すること 3 庁舎における警戒等の予防対策に関すること
危機管理担当部	1 国民保護に関する総合調整に関すること 2 国民保護協議会の運営に関すること 3 物資及び資材の備蓄等に関すること 4 国民保護措置の研修及び訓練に関すること 5 安否情報の収集体制の整備に関すること 6 特殊標章等の交付に関すること 7 警報、避難の指示、緊急通報の内容の伝達・通知体制の整備に関すること 8 被災情報の収集・提供体制の整備に関すること 9 国民保護に関する広報及び広聴に関すること
地域振興部 文化観光産業部	1 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること 2 ボランティア等の支援に関わる総合調整に関すること
東京オリンピック パラリンピック 開催等担当部	1 東京オリンピック・パラリンピックの安全・安心に関すること
福祉部 子ども家庭部	1 要配慮者用避難施設の整備に関すること 2 要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関すること
健康部	1 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること 2 医師会及び医療機関との連携に関すること 3 危険物質等の管理体制の整備に関すること
みどり土木部	1 土木施設の応急復旧体制の整備に関すること
環境清掃部	1 廃棄物（し尿を含む。）の処理体制の整備に関すること
都市計画部	1 応急仮設住宅等の確保及び応急修理体制の整備に関すること 2 区立住宅等の復旧体制の整備に関すること
教育委員会 事務局	1 園児、児童及び生徒の避難体制の整備に関すること 2 教育施設の警戒等の予防策に関すること

※ 国民保護に関する業務の総括、各部等間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長が行う。

## 【旧】

## 【 区の各部等における平素の業務 】

部局名	平 素 の 業 務
区長室	1 国民保護に関する総合調整に関すること 2 国民保護協議会の運営に関すること 3 物資及び資材の備蓄等に関すること 4 国民保護措置の研修及び訓練に関すること 5 安否情報の収集体制の整備に関すること 6 特殊標章等の交付に関すること 7 警報、避難の指示、緊急通報の内容の伝達・通知体制の整備に関すること 8 被災情報の収集・提供体制の整備に関すること 9 国民保護に関する広報及び広聴に関すること
総合政策部	1 武力攻撃災害の復旧の総合調整に関すること 2 帰宅困難者対策の整備に関すること
総務部	1 国民の権利利益の救済に関する手続きの整備に関すること 2 職員の参集基準の整備に関すること 3 庁舎における警戒等の予防対策に関すること
地域文化部	1 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること 2 ボランティア等の支援に関わる総合調整に関すること
福祉部 子ども家庭部	1 要援護者用避難施設の整備に関すること 2 要援護者の安全確保及び支援体制の整備に関すること
健康部	1 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること 2 医師会及び医療機関との連携に関すること 3 危険物質等の管理体制の整備に関すること
みどり土木部	1 土木施設の応急復旧体制の整備に関すること
環境清掃部	1 廃棄物（し尿を含む。）の処理体制の整備に関すること
都市計画部	1 応急仮設住宅等の確保及び応急修理体制の整備に関すること 2 区立住宅等の復旧体制の整備に関すること
教育委員会 事務局	1 園児、児童及び生徒の避難体制の整備に関すること 2 教育施設の警戒等の予防策に関すること

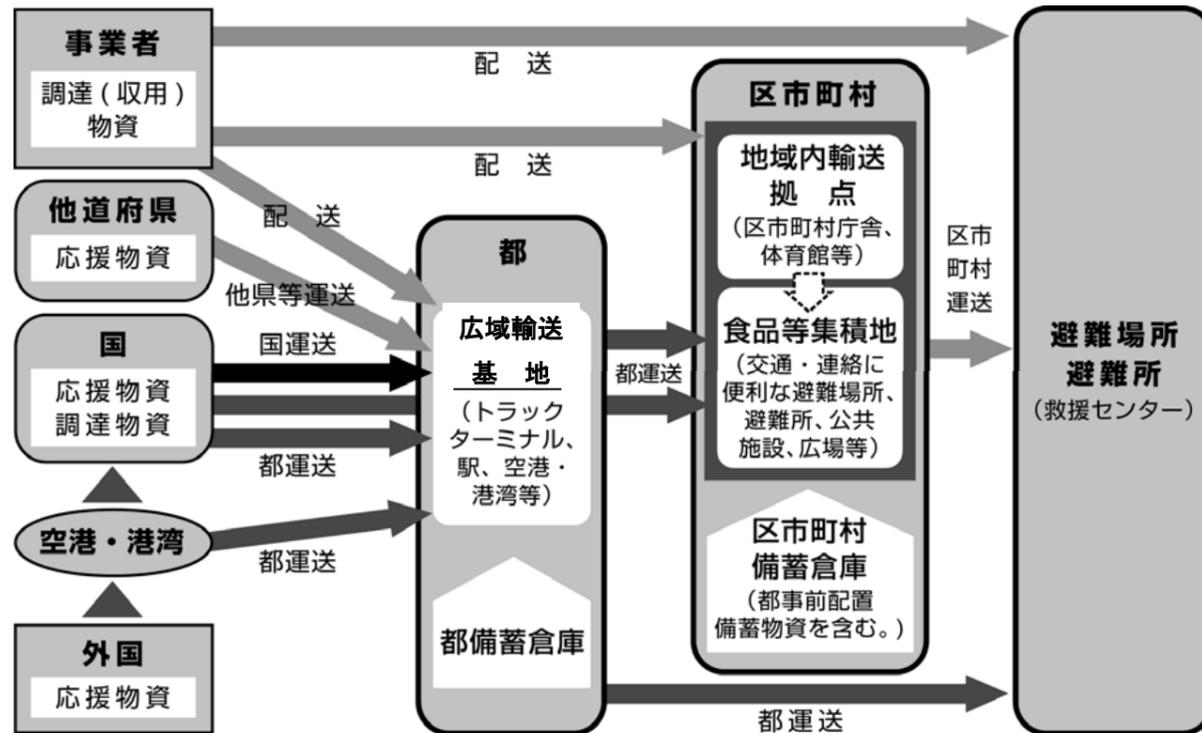
※ 国民保護に関する業務の総括、各部等間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長が行う。

【新】

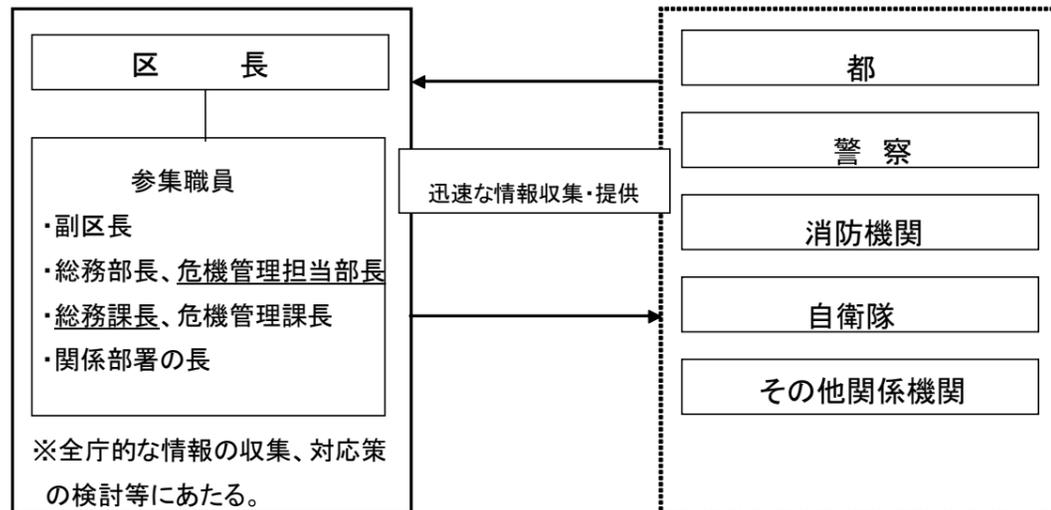
【対策本部長、副本部長及び本部員の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
対策本部長	副区長（職務代理順序による）		
副本部長	危機管理担当部長	危機管理課長	総務課長
本部員	各本部員があらかじめ指定する職員		

《緊急物資等の配送の概要》



【危機管理対策会議の構成等】

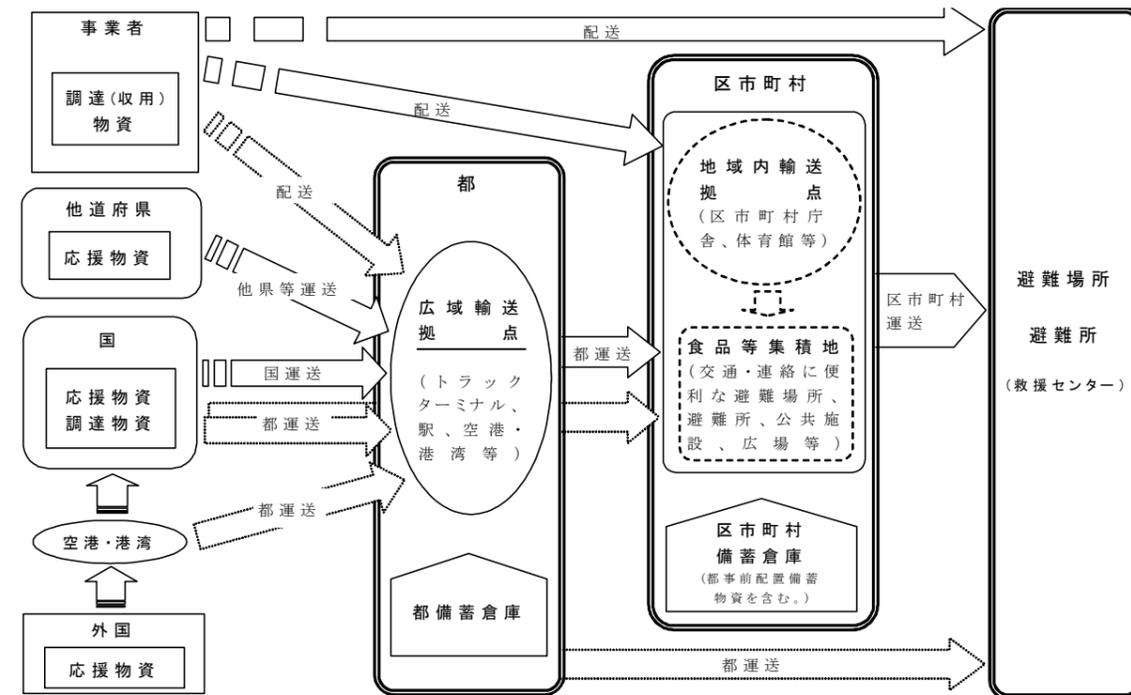


【旧】

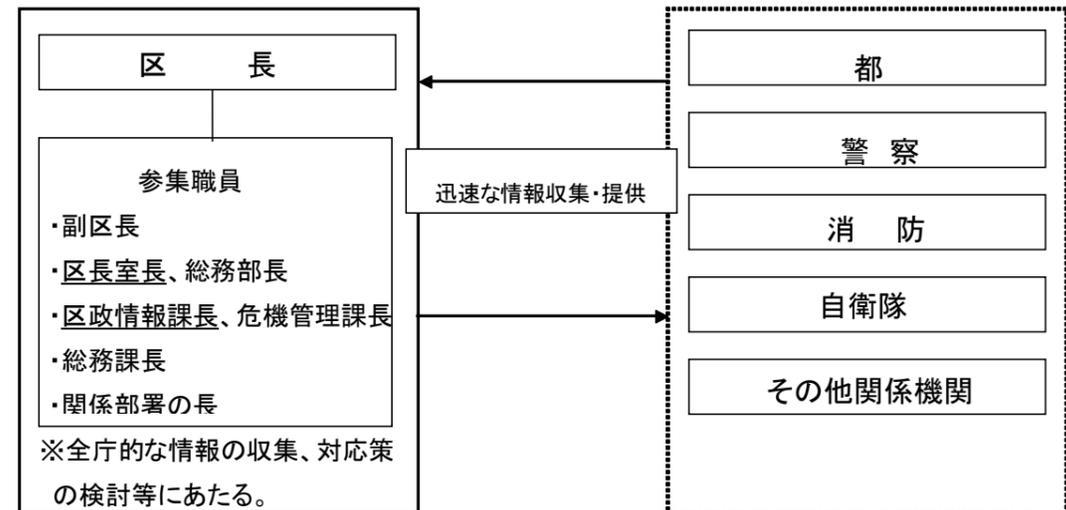
【対策本部長、副本部長及び本部員の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
対策本部長	副区長（職務代理順序による）		
副本部長	区長室長	危機管理課長	区政情報課長
本部員	各本部員があらかじめ指定する職員		

《緊急物資等の配送の概要》



【危機管理対策会議の構成等】



## 【新】

## 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	危機管理担当部 危機管理課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	総務部総務課
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		

## 【旧】

## 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	区長室危機管理課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	総務部総務課
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		